

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査報告 昭和三十三年度に係る各種機関の定期
監査の結果公表

監査報告

鳥取県監査公告第一〇号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九
条の規定に基づき、昭和三十三年度にかかる次に掲げる
機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり
公表する。

昭和三十四年十月二十二日

監査箇所	鳥取県監査委員	執行年月日
奨徳学校	松本利治	昭和三十四年五月二十一日
積善学園	荻原治郎	同 同 同
身体障害者更生指導所	井上善一	同 同 同
身体障害者更生相談所	戸田俊己	同 同 同
県立保育専門学院		同 同 同
養老院		同 同 同
皆成学園		同 同 同
由良育英高等学校		同 同 同
境高等学校		同 同 同
米子工業高等学校		同 同 同
鳥取東高等学校		同 同 同
鳥取工業高等学校		同 同 同
青谷高等学校		同 同 同

米子南高等学校	同		七月 七日
養良農業高等学校	同		十 日
智頭農林高等学校	同		十五日
鳥取商業高等学校	同		十六日
河北農業高等学校	同		二十日
倉吉農業高等学校	同		二十一日
日野実業高等学校	同		八月 五日
日野産業高等学校	同		八月 五日
岩美農業高等学校	同		十二日
県営大山放牧場	同		四 日
農検定所	同		二十八日
農業協同組合講習所	同		九月 九日
奨徳学校 昭和三十四年五月二十一日監査	同		九月 九日
監査委員	松 本 利 治		
同	井 上 善 一		
同	戸 田 俊 己		

も三学級であるが、教護職員は、五人であるため、暫定措置として職業指導講師一人(臨職)をして学級担任せしめている。児童の矯正指導あるいは退所後の生活安定を図るために、職業指導の強化が必要と考えられるので、専任指導員の設置につき考慮の要がある。

二 本校の実習地は、三千百余坪で、その分布状況は、五地区に点在している上、一軒の遠隔地にあるものもあり、用地の管理あるいは児童指導に支障が多く、学校経営の全般に及ぼす影響が少くないので、交換分合の促進を図り、財産管理の合理化と教育運営の効率化に配慮の要がある。

なお、これら実習地のうち既に実質的に交換しているものの処理が不明確であり、さらに、耕作土地と台帖の不符合のものがあるので、実側の上その明確を期する必要がある。

三 多年の懸案であった水道施設は、工事費五十万円をもって昭和三十三年十一月完成したことは結構である。職業指導舎は、耐用年数を経過し老朽化している

上、その構造が職業指導上適当でないので、女子寮の併設をかね早急に増改築が望まれる。

また、現在の炊事舎(共同炊事場)は、採光、換気及びかまど、焚口の位置あるいは食品冷蔵設備、食糧倉庫並びに整理戸棚等不完備のため、保健所の指摘もあるもので、早急に改善し給食に万全を期する必要があると思われるので県当局の善処を望む。

四 経理出納その他事務処理について、次の点留意されたい。

- 1 当校用地内の松立木(六〇年生以上一九本、三〇年生以上一〇〇本余り)は、財産として管理するのが適当と思われるので、所要手続きの上、管理の万全を期すること。
- 2 生産物の引継処分等の事務的処理は、さらに、明確にすること。
- 3 措置費の支出に当り補助簿を作成し、適確に記録整備すること。
- 4 物品交付要求票の整理をすること。

5 給食材料の購入手続及び検収方法の改善を図ること。

6 棚卸記帖を明確にすること。

積善学園 昭和三十四年五月二十七日監査

監査委員	松 本 利 治
同	萩 原 治 郎
同	戸 田 俊 己

一 当園の収容定数一二〇人に対し、監査時現在一一六人(盲児二六人、ろうあ児九〇人)を収容し、措置費をもって運営している。

本年度における措置費決算見込は、精算手続中であつたが、職員給、諸手当及び事務費の不足額七十四万余円のほか措置費外事業費三十八万余円あるので、合計一百二十二万余円が県費負担となっている。このうち職員に対する期末勤勉手当及び寒冷地手当(六十万余円)等は、措置費の対象外となっているが、これは補助対象として取り扱われるのが妥当と思われるので、園に対しこれら義務的経費の全額国庫負担方を強く要請す

べきである。
また、調理士及び栄養士の設置基準制定方については、国へ要請中の趣であるが、実現について引き続き努められたい。

二 職業指導施設としての印刷工場は、木造平屋建(一二坪)で、初度調弁費を含め六十三万六千円と、会計課より印刷機の保管転換を受けて、昭和三十四年度に設置される見通しで、文撰、植字等技術体得の就職輔導体制を確立することは結構である。その運営については、ろ、学校と連絡し、指導上遺漏なきを期されたい。施設設備のうち、ボイラー係体のふし、よく、炊事場屋上の補修及び学園前私道の市または県道としての明確化並びにこれに附帯する排水口等の整備及び盲児寮舎のスチーム設備は、緊急整備を要するので、当局の配意を望む。

三 盲学校寄宿舎に在寮している生徒一〇人(高等部六人、専攻科四人)に対し、本園において給食を実施しているが、給食費の納入が著しく遅れており、決算時

において四万余円が未収となっている。貧困家庭児童に対するものが未収となっている実状からして、これらの児童に対し生活保護法の単独適用が妥当と考えられるので、関係当局の考究善処を望む。

また、未収金整理については、さらに学校側の協力を要請し、早期納入を図るよう一層努力されたい。
四 経理出納その他事務処理は、おおむね適確に処理しているが、給食用原材料の受払及び棚卸は、さらに明確に記録整備すべきである。

身体障害者更生指導所 昭和三十四年五月二十八日 監査
監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 戸 田 俊 己

一 当所職員は、所長ほか十四人(うち臨職三人)で、本年度において職業指導員二人(臨時職員より昇格)を充足しているが、編物及び洋裁科の指導員は従来通り臨時職員であるので、人事当局は、これら職員の身分安定及び地位向上並びに業務運営の円滑化につき善

処の要がある。

なお、保健婦の早期配置についても検討されたい。

二 入所者は、監査時現在二十六人(定数三〇人)で、各科別月間指導計画に基づき個人別速度表を作り、個々に指導を家施しているが、指導時間数に明確を欠いているので、実施時間数は、適確に記録整備し、育成指導に資されたい。

なお、職業指導に必要な図書、ラジオ、テレビ等の教材器具の充実整備につき、県当局の配慮が望まれる。

三 当所は、機能回復を主体とした諸訓練を実施しているが、これに必要な諸設備、器具機械等を見るべきものがなく、また、既有的なものも破損、老朽化して使用に堪えない実状にあるので、これら機械器具の充実更新等につき格別な配慮が必要である。

また、寄宿舎には、男女を同一建物に収容しているが、便所は、一箇所共同使用となつていて管理上支障が認められるので、増設につき善処されたい。
なお、義肢装具の製作修理に欠くことの出来ない義肢

測定機及び型取機の整備並びにグレンダー、ボール盤等は老朽化しているので、早期取替を要する。

四 経理出納その他事務処理につき、次の点留意検討されたい。

1 収入手続及び諸帳簿の記録整備につき、さらに簡素合理化を図るべきものがある。

2 原材料及び事務用消耗品等の購入受払状況は、明確に記録整備すること。

3 生産物売却に対する未収金の早期収納につき、一層努力すること。

4 原材料の棚卸確認を励行すること。

5 弁償金の調定事務が遅れているので、各福祉事務所と連携し、早期処理を期すること。

身体障害者更生相談所 昭和三十四年五月二十八日 監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎
同 戸 田 俊 己

一 当所は、身体障害者更生指導所に併設され、所長以

下兼務職員四人で、業務の運営に当たっているが、巡回
診査更生相談業務は、三〇回の計画に対し実績は八回
に過ぎず、その実施率は、二六、六七パーセントであ
る。

その内訳をみると
(注本表は巡回数を示す。)

相 談 別	計 画 回 数	実 施 回 数
肢体不自由	二三	八
耳 び 科	一三	六
眼 科	一三	六

で極めて低調であり、身体障害者の実態は握も適確を
欠くと思われるので、各福祉事務所と連絡協議し、計
画的かつ積極的実施に努力すべきである。

二 視聴機能委託検査料は、昭和三十三年十月より単価
改訂(八百円)されたので、年額四十五万円を要する
のに対し、昭和三十四年度予算計上額は五千円に過ぎ
ない。予算の増額措置の要がある。

なお、当所で実施可能な検査に必要な検査器具(オー
ジオメーター等)は、当所に備え付けるべきである。
県立保育専門学院 昭和三十四年六月三十日 監査

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 井 上 善 一
同 戸 田 俊 己

一 当院は、院長ほか六人(うち臨職二人)の職員のは
か、兼任講師三四人(部外二人、部内五人)を委嘱
し業務運営に努力しているが、専任講師は院長ほか二
人で、授業の計画実施に少なからぬ支障を来している
ので、専任職員の増員配置につき県当局の善処を望
む。

また、兼任講師の欠講の場合における措置として、代
講及び応用実習等により補足指導しているが、教科科
目の偏向は、免れない実状にあるので、学院はもとよ
り、県においてはこれら兼任講師に対し事前連絡を緊
密にするとともに、欠講防止に努め、教務の計画実施

に一層の努力をされたい。

なお、部内講師に対しては、報酬的なものが考慮され
ていないが、何等かの優遇措置を講ずることが必要と
認めた。

二 教務計画は、前期(四月―九月)、後期(十月―三
月)に区分し、月別に授業計画を策定するとともに、
代用附属保育園及び県下一九箇所の実習所(教護施設
七箇所、保育園一二箇所)を指定し、保育技術の総合
指導に当たっているが、代用附属保育園が倉吉市立のも
のである関係上、実習に種種支障を来している面もあ
るので、実習計画の策定及び実施に当っては、つねに
緊密なる連携を保ち教務の効率的執行を図られた
い。

また、指定実習所に対しても充分な連携を図り、協
力支援を得て現地実習の成果を期するよう一層努力さ
れたい。

三 本年度において、講堂兼体育館及び敷地境界線に玉
石コンクリート石垣が完成したが、さらに、施設内容

の充実強化あるいは敷地内の環境整備等考慮すべきも
のがある。

なお、本院の職員は、少数である上に、遠隔地からの
通勤者等もあり、運営上支障が認められるので、人
事当局は、これら職員配置につき考究善処すべきであ
る。

四 本院は、職員が少なく、女子職員にも宿直勤務をさ
せているが、これについては検討の余地がある。この
解消の一助として、また、生徒の人格陶冶の面から、
学院の近くに院長公舎を新設し、舎監制度の実施が望
ましい。

五 昭和三十四年度の入院生は、三四人(志願者八八
人)で、二年生を含め六六人(収容定員一〇〇人)在
籍しており、保母の需要状況等を勘案して、毎年定員
を下廻って入院を許可している。その事情は、一応う
なずけるが、応募者の状況及び母性として欠くことの
出来ない教養を身につけた女性を一人でも多く養成す
る見地から定数を充足し、施設の完全活用を図ること

も、また、一つの考え方と思われるので、関係当局の検討善処を望む。

六 本院の支出内容を検討してみると、生徒経費及び実習経費が、一般的に事務経費に喰込まれる傾向が見受けられるので、その運営に当っては、常時予算基準と対比すると共に、内容の分析検討を加え、合理的運用に留意されたい。

養老院 昭和三十四年六月三十日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 井 上 善 一

同 戸 田 俊 己

一 在院者の措置については、生活保護法による扶助費一人当り一箇月一千九百九十五円(昭和三十三年八月法改正に伴ない五十五円増額、冬期は五十円加算)でまかなうほか、慰問金品その他により運営しているが、在院者のうち、月の中途において入、退院者が相対数あり、これらに対する扶助費の支給が遅れている

ものがあつたので、さらに、各福祉事務所との連携を強化し、早期支給を計るよう配慮の要がある。

二 食堂及び炊事場は、収容定員四〇人のときの施設で、昭和二十八年七月収容舎の増築により定員二〇人増加し現在五七人収容しているが、食堂は、仏間兼作業場に併用している関係上、食事若しくは作業等に支障があり、また、炊事場は、狭小かつ不完全で、調理その他衛生上からも増改築にせまられている。昭和三十三年度に三〇万円(国庫一五万円ずつ)予算計上したが、少額のため国庫補助対象外として打ち切られ現在に至っている実状を検討し、速やかにその改善に努められたい。

なお、静養室及び非常退避通路の新設についても、考慮の要がある。

三 諸団体等よりの慰問金品の受払状況は

繰 越 七、七八二円

受 三五、七八五円

払 三八、八五八円

翌年度繰越 四、七〇九円

収容者の処遇改善の一助としているほか、白米(三二〇キログラム)、もち(八〇〇〇余箇)等により、現在一日配給量三五五キログラムを一〇キログラム程度上廻り給食し、保健及び栄養確保に努めていたが、慰問金品は年年減少の傾向にあり、本施設に対する一般の認識につき、さらに努力されたい。

四 経理出納その他事務処理に当って、次の点留意されたい。

- 1 援助物資の衣類は、早期に個人に交付し、その活用を図ること。
- 2 原材料(主食)は、五日分ずつ払出しているが、毎日定量払出を行なうこと。
- 3 棚卸の励行につとめ、現物を的確には握しておくこと。
- 4 給食事務の簡素合理化を図ること。

皆成学園 昭和三十四年七月三日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 戸 田 俊 己

一 本園の収容定数七六人に対し、監査時現在男子六二人、女子一六人を収容しているが、対象児童数は、逐年累増し、未収容のまま昭和三十四年三月末日現在において、男子五八人、女子六五人、計一二三名が待機している現状にかんがみ、収容施設の拡張整備について急速に対策を講ずる要がある。

二 園児を収容している寮のうち三寮(あさひ、わかば、みのり)は、本館階下の教室を応急的に改造使用しているが、本館は、老朽して危険建物であるとともに、分類指導及び衛生的見地からして、他に寮舎を新築して収容する要がある。また、その一面、教室が不足のため畜舎の一部を使用している現状等からして、関係当局は、教室及び寮舎を総合的に考究善処されたい。

また、実習地の一部を他に一時貸与(道路使用)していたが、その善後措置について、遺漏なきを期された

い。

三 措置費のうち、職員に対する諸手当が積善学園と同様に国庫補助対象外となっているが、これら義務的経費は、国庫負担が妥当と思われるので、改善について強く国に要請すべきである。

四 経理出納その他事務処理で、次の点留意されたい。

1 クリーニング実習に伴なう料金徴収は、早期に調査処理すること。

2 委託物の紛失の場合における弁償金を消耗品費より支出しているが、正当科目により支出すること。

由良育英高等学校 昭和三十四年五月十二日監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 戸 田 俊 己

一 本校の施設設備は、当局の配意と地元の援助によっておおむね整備充実され本年度は、これら教育環境の維持保全に努めるとともに、教育面については、職員研修課外指導の強化充実、指導時間数の確保等、特

に生徒の学習指導に力を注いで学校運営に努力していた。

赤碓、八橋分校が分離してすっかりした全日制普通校となった現在、生徒の教育指導については、なお一層配意し、真に高等学校教育の実があがるよう努力を望む。

二 施設設備は、前記のとおりおおむね充実を見ており、本年度も三十六万余円で、渡廊下、倉庫及び水道水源の井戸を完成していたが、染色洗濯室、便所及び水道施設の拡充が残されているので、これについても早期に整備の要がある。

三 経理出納その他事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

境高等学校 昭和三十四年五月十八日監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 井 上 善 一
同 戸 田 俊 己

一 本年度百四十九万余円で音楽室を新築したが、体育

館は、講堂を兼用しており、狭あいで各種体育の練成に支障があり、なお、理科室、商業室、図画室及び自転車置場も不足しているので、これら諸施設整備につき当局の配意を望む。特に、理科振興の必要な今日、理科室の充実がもっとも急務と認められた。

また、校舎は、戦災等のため全般に損傷甚しく、その補修を迫られており、設備備品についても、タイプライターその他各種教材教具が不足し、放送設備も不完全であるので、充実完備の要がある。

なお、校内全般にわたって排水が悪いので、建物保全管理上からも善処されたい。

二 定時制課程の三十四年度入学状況は、定員三十人に對し第一志望による入学許可者は僅かに九人で、このほか、第二志望による者二十七人、第二次募集による者十人、計四十六人許可したが、実質的に入学した者は二十七人である。また、三十三年度中の退学者十四人のうち、一年生九人が全日制受験のための退学者で、予備校的な色彩が強く、しかも、進級するに

がって生徒数は減少する実情にある。なお、地元として商業科設置につき強い要望もあるので、これら設置課程につき、関係当局の検討を望む。

三 本校は、昨年保健体育指導の優良校として文部省から表彰を受けていたが、現在生徒のうちには病気休学中の者九人(うち結核八人)あり、教職員中にも四人の要注意者がある実情につき職員及び生徒の健康管理について配意の要がある。

四 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

1 転退学の事務処理について遺漏のないようにすること。

2 授業料の調定期は、月初めとし、早期徴収整理に努力すること。

3 会計帳簿等の記録整備に適正を欠くものがあった。

4 物品の管理及び事務処理は、厳正を期すること。

米子工業高等学校 昭和三十四年五月十九日監査

監査委員	松	本	利	治
同	荻	原	治	郎
同	井	上	善	一
同	戸	田	俊	己

一 本校は、大正十四年の建築で、全般的に老朽化し毎年修繕に追われて、本年度も二十六万余円で急を要する電気室屋根の葺替を実施していたが、なお残りの校舍屋根の葺替、雨樋の修繕等全般に維持管理上補修の要がある。

また、体育館は、実用面積二六四平方メートルで、狭あいのため各種競技に支障があり、体育器具置場もなく廊下に放置を余儀なくする実情にあるので、増築整備の要がある。なお、本年度百七十一万円で完成した土木製図室への渡廊下、電波室、保健室及び生徒会室の整備についても当局の配意を望む。

二 実習器材の整備については、産振法の助成を得て逐年整備し、本年度も百二十万円で受信装置等電波通信

設備を充実したほか、鑄造工場及び熔解場の整備をも実施していたが、工業の基本となる理科設備は、基準の一四パーセントで、極めて貧弱であるので、理振法の遠用を受けその充実を図りたい。

三 本校は、機械、工業化学、電気、土木及び電波通信の五課程において運営しているが、近時科学技術の進歩は著しく、実社会の要請する工業人育成のためには高度の教育を必要とするが、特に電波通信課程については、無線従事者の国家試験に対する免許規則が改正されたこと等からして、専攻科を附設する事が緊要と思考されるので、この点当局の検討を望む。

四 経理出納その他事務処理について次の点留意された。

- 1 転退学に伴なう事務処理に当り、その状況調査等の記録は、公的に整備すること。
- 2 実習材料の出納を明確にすること。
- 3 授業料の早期徴収整理に努力すること。
- 4 出勤簿の取扱整理は、厳正を期すること。

鳥取東高等学校 昭和三十四年五月二十六日監査

監査委員	松	本	利	治
同	荻	原	治	郎
同	井	上	善	一
同	戸	田	俊	己

一 本年度九百十八万余円で講堂兼体育館を新築したほか、旧体育館を図書館に、物置を柔道場にそれぞれ改装し、南校舎バツレスの補強も実施して施設の充実整備に努力するとともに、校内前の植樹、排水工事等環境の整備にも意を用いていた。

しかしながら本年度二学級増の完成年度で、さらに、三十四年度から専攻科の設置もあって普通教室が不足し、このほか教務室は、狭あいであり、図画室及び音楽室も不足しているで、これら諸施設の増築整備につき、当局の考りよを望む。

なお、現存建物の保全管理についても一層配意された。

二 運動場は、設置基準に対しおおむね三分の一程度で

充分でなかったが、体育館の新築によってますます狭あいになったので、その拡張整備について一層努力されたい。

三 経理出納その他事務は、おおむね適正に処理されていたが、授業料の調定時期は、月始めとし早期徴収に努力されたい。

鳥取工業高等学校 昭和三十四年五月二十七日監査

監査委員	松	本	利	治
同	荻	原	治	郎
同	井	上	善	一
同	戸	田	俊	己

一 本年度百二十万円で図書館を新築したほか、水道施設も増設整備をしていた。本校には、まだ震災による被害校舎があつて損傷が甚しく、本年度も四十五万円を校舎の塗装、廊下板張り、屋根、雨樋の修繕等を実施して維持補修に努めていたが、中学校舎、体育館及び電気実習室は、危険度も高く、特に体育館は、狭あいでもあるので、これら諸施設の補強、増築を要し、ま

た、機械課程の製図室も不足しているので、整備の要がある。

なお、排水溝は、震災で破損したままであるため、校舎全般に排水が悪いので、これについても善処されたい。

二 本校設置課程のうち、金属化学課程を工業化学課程と、金属工業課程に分離して適正な学校規模で運営を図ることは、前回の監査に指摘したところであるが、近時電子工業の進歩発展に伴ってこの種課程をおくこともまた必要と思われるので、前者と併せ関係当局の検討善処を望む。

三 設備の充実については、本年度も産振法の助成を受け百三十七万余円で万能フライス盤等の導入をはかり、おおむね基準の五〇パーセントに達していたが、理科設備は、基準に対し僅かに一二パーセントの貧弱さで実験実習に支障を生じている実情にあるので、これが充実の要がある。

四 経理出納その他事務処理は、おおむね適切と認め

が、転退学に伴なう事務処理に当り、その状況調査等の記録は、公的に整備すること。

青谷高等学校 昭和三十四年六月二十九日監査

監査委員 松 本 利 治

同 井 上 善 一

同 戸 田 俊 己

一 本年度百五十七万余円で特別教室（被服室、研修室）を完成したほか、渡廊下及び防火水槽を増設するとともに、排水工事、植樹等校庭の美化にも配意し、また、校舎の保全管理には特に意を用い、教育環境の整備充実に努めていた。

しかしながら、第一校舎は、倉庫を改造して元青年学館に使用していた老朽危険校舎で、しかも現在教室が不足して理科室を普通教室及び音楽室に使用している実情にあるので、本校のような新設校を魅力あるものにするためにも早期改築整備する必要がある。

なお、校門附近の用地確保と環境の美化についても、配意されたい。

二 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

1 工事の入札及び検査事務処理について一層慎重を期すること。

2 収入証紙徴収整理簿は、規程に基づき整備すること。

米子南高等学校 昭和三十四年七月七日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 井 上 善 一

一 本年度九百万円で体育館を新築したほか、商品実験室も完成し、これらの内容設備も同窓会、PTAの援助で整備充実していた。

本校は、昭和四年創立として発足し、現在学級数は創立当時の二・二倍に増加しているが、施設はその割には拡充を見ず、やむを得ず寄宿舎及び蚕室を教室等に転用している現状で、しかも相当老朽化した施設が多いので、これら不常かつ危険建物につき根本的な検

討を加え、早期整備の要がある。

なお、家庭科特別教室、保健厚生室等の女子教育施設の充実についても考りよの要がある。

二 防火施設については、前回の監査でも指摘したのであるが、初期防火施設及び非常の場合の避難設備の不足について消防当局から指摘を受けているので、早期整備を考りよされたい。

三 本校の実習地は、水田一ヘクタール、畑一、六ヘクタール（うち桑園六〇アール、飼料園三〇アール）、果樹園三〇アール、計二、九ヘクタールあって、水田、蔬菜等八部門に分けて運営がなされているが、耕種設計及び実施記録が未整理のものが見受けられたので、これが整理による教育面への活用につき留意されたい。

なお、水田は、湿田で高度利用が困難であり、蔬菜部門についても弓浜の生産地帯を控えている等の悪条件下にあるが、ほ場経営について特に工夫し、生産収入の向上になお一層努力されたい。

四 経理出納その他事務処理について、次の点留意されたい。

- 1 物品の購入、工事の施行等に当っては、常に経済的効率的に執行するよう留意のこと。
- 2 物品出納簿を整理するとともに、物品管理の適正をはかること。
- 3 通勤手当確認簿を整備すること。
- 4 出勤簿の取扱整理は、厳正を期すること。

養良農業高等学校 昭和三十四年七月十日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

一 本校の施設整備計画は、当局の努力と地元の熱意によって順調に進捗し、本年度は残されていた洗濯、研修室、家畜舎及び渡廊下を完成し、おおむね整備充実を見たことは結構である。しかしながら、運動場（五、六七〇平方メートル）は狭い、のため各種競技に支障があるので、拡張整備につき当局の善処を望む。

二 実習地は、遠距離にあって、しかも十数箇所に散在

しており、実習教育上最も大きな、い、路となっているので、その集団化については、三十三年度学校隣接地に水田一五アールを購入する等の努力のあとは見られるが、なお地元町等の協力を得て、集団化に一層努められたい。

三 経理出納その他事務処理について次の点留意された

- 1 退学、除籍処分事務処理に遺漏のないようにすること。
- 2 収入事務処理に当って基礎となる資料を整備すること。
- 3 加工原材料の払出しに不合理の点があったので、受払を明確にすること。
- 4 特別会計の消耗品交付簿が作成されていないかった。
- 5 歳入調定時期の遅れているものがあつた。
- 6 出勤簿の取扱整理は、厳正を期すること。

智頭農林高等学校 昭和三十四年七月十五日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

同 井 上 善 一

同 戸 田 俊 己

一 本年度産振法の助成を得て、七十五万円で農業管理室の新築、温室及び堆肥舎の増改築等、実習施設面の整備に努力していたが、被服室及び音楽室も不足している、増築の要がある。

なお、玄関横の改造、収納舎の中二階の増設及び被服室の配線の取替についても当局の考りよを望む。

二 産振法による施設設備の充実状況は、

農業課程 施設五四パーセント 設備四五パーセント

林業課程 施設二八パーセント 設備六六パーセント

家庭科課程施設五〇パーセント 設備四六パーセント

であつて、いずれも不完全なもので、特に林業課程の施設の不備は甚しく教育に不便を生じているので、充実整備の要がある。

なお、理科設備については、本年度理振法の助成二十万円の一部整備されていたが、充分でない、その充実についても配慮されたい。

三 本校の実習地は、水田五〇アール、畑九六アールあつて、すべて借用地であるが、水田の一部は河川改修工事によって減少している、実測の上実面積を把握して適正な賃貸借契約を、結すべきである。

四 経理出納その他事務処理は、おおむね適切と認められたが、生産物の引継及びその処分について検討を要するものがあつた。

鳥取商業高等学校 昭和三十四年七月十六日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

同 井 上 善 一

同 戸 田 俊 己

一 本校は、本年度湖山町地内に独立校舎（普通教室十二教室）を新築し、三十四年四月一、二年生のみを鳥取西高等学校から移転していたが、新設校で建設途上

にあるため

施設設備が不足していること。
生徒収容が二校舎に分れており、不合理の面が多いこと。

事務量の増大に比し人的、経費的に不十分であること。

校務に追われてややもすれば教育が遅れ勝となること。

また小規模校であるので

百名単位を適当とする商業実践教育に無駄があること。

選択科目の細分化が困難であること。

クラブ活動の範囲が限定されること。

女子職員を欠ぐため指導上に欠かんを生ずること。

等種類のあい路があつて、学校運営に困難の面がうかがわれる。校舎の整備については、三十四年度に鉄筋

三階建て管理部門及び特別教室の建築が決定しており、さらに、体育館の建築も焦眉の急を要するので、

これら舎建築の促進と各種振興法による設備の充実を企るとともに、生徒定員増、女子職員の配置等についても考りよして、すみやかに正常かつ円滑な学校運営ができるよう関係当局の善処並びに努力を望む。
なお、校舎整備に伴う地元負担金の確保に遺漏なきを期されたい。

二 敷地の整地については、監査当時のお相当量が未完了となつていたが、関係機関と連絡をとつてこれが促進に努力されたい。

三 防火施設として上水道の消火栓の設備はあるが、水圧が低く不充分であり、他にも見るべき設備もないので、防火対策についても考究善処の要がある。

四 経理出納その他事務処理は、おおむね適切と認められたが、転退学の事務処理について遺漏ないようにされた。

河北農業高等学校 昭和三十四年七月二十日 監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 本校の校舎は、国有財産であつたため、整備に十分な措置が講ぜられなかったが、三十二年無償譲渡を受けてから整備充実に努力し、本年度二百五十八万円で校舎六七八平方メートルを建築したほか、実習施設についても農具舎、温室、作業室及び乳加工室を新築し、さらに、倉吉市、同窓生等の協力を得て校門、通学道路及び橋梁等の改修を実施して面目を一新しつゝあつた。引き続き三十四年度は鉄筋校舎の改築が決定していたが、なお、運動場の拡張及び特別教室の改築が残されているので、裏付財源の確保についても配意し、整備計画の促進をはかられたい。

二 本校には、県下唯一の園芸課程があつて、園芸に特色を持つ学校としてその充実発展に努力が払われており、この際校名を園芸学校に変更したい意向であつたが、名実共に特色を判然と打ち出すことが本校発展のゆえんでもあると考えられ、この意見に賛意する当局の検討を望む。また、園芸課程には、遠隔の地からの通学生があり、借地ではあるが敷地も確保されている

ので、広く生徒確保の面からも寄宿舎設置について、配意されたい。

三 実習地は、二ヘクタール余あつて、うち県有地は、六四アールの果樹園と一アールの温室草花園のみで、他はすべて借用地であり、また、校舎敷地の大部分及び運動場も借用地であるので、これら借地の逐次県有化を図られたい。

四 農業実習の運営にあつて、なかには実習計画及び実施記録が不明確で、生産物の収穫、引継、処分等の取扱についても検討を要するものがあり、また、加工材料に転用可能な生産物を売却し、別途市場から購入している等の経済性を欠ぐ点も見受けられたので、適正な実習計画と実施記録を整備して、これが教科面への反映と総合計画に基づく各部門間の連けいに留意し、合理的な運営を図るよう一層工夫研究の要がある。

五 経理出納その他事務処理について、次の点留意されたい。

- 1 消耗品及び加工原材料の受払を明確にすること。
- 2 物品購入事務処理にあたって、遺漏なきようにすること。
- 3 耕うん機実習に対する諸記録を明確にすること。
- 4 出勤簿の取扱整理は、厳正を期すること。
- 5 通勤届確認簿を整備すること。

倉吉農業高等学校 昭和三十四年七月二十一日 監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 本校は、歴史が古く、校舎は耐用年数を経過した老朽危険校舎が多く、かつ、教室の規模も小さく全面的改築に迫られていたが、五箇年計画で改築に着手し、本年度は初年度として五百四十六万余円で特別教室七四三平方メートルを改築したほか、百三十九万円で家畜舎一八二平方メートルを完成し、引き続き三十四年度鉄筋校舎三階建を建築することに決定していた。地元においても期成同盟会を結成し、総力をあげて努力していたので、その計画の促進を期されたい。

二 本校は、一一四ヘクタール(実測面積一四九ヘクタール)に及ぶぼう大な演習林を有し、本年度までに六一ヘクタール植林し、三十二年度からは学校財産造成費の予算化もあって撫育管理に努力はしているが、林業関係職員は僅かに二名(うち臨時職員一名)で、生徒の教育指導及び経営管理に苦りよしている実情につき、実習助手または林業技術職員の配置の要がある。また、林業実習に必要な演習林宿舍は、狭あい、で実習教育に不便を生じているので、拡張整備について考りよの要がある。

三 三朝分校については、前回の監査で指摘したとおり、完全教育効率的な運営等あらゆる面からみて、本校に吸収することが適当と思考されるので検討された。なお、現状のとおり存置するにおいては、校地及びは場の拡張、整備、附属倉庫、農具舎、育すう舎、更衣室等の新設充実の要がある。また、畜産部門は、本校の職員が兼務しているために家畜飼養管理に手不足となっていたので、これについ

四 経理出納その他事務処理について次の点留意された。

- 1 加工原材料の受払を明確にすること。
- 2 収入の調定が遅れ、そのために年度を越しているものがあつた。

日野実業高等学校 昭和三十四年八月五日 監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 次 郎
同 井 上 善 一
同 戸 田 俊 己

一 本年度日野実業高等学校から分離独立して江府校舎を中心校とし、溝口、伯南、高宮各校舎を包括して定時制の実業高校として発足し、学校運営委員会、PTA連合会等の組織もあつて、運営に努力はしているが、四校舎に分散しているために

職員的人事管理が困難であること。
校務の連絡が煩雑になること。

経費面で制約を受け、充分なる活動が出来難いと。

施設設備に不備な面が多いこと。
等のあい、路があつて、学校運営に苦りよしていることは分離前と大差がない。江府、溝口間及び伯南、高宮間は、距離的にも通学上それ程困難とも思われず、行財政効率面からそれぞれ統合することが適当と考えられるので、関係当局のしん、しなる検討を望む。

また、溝口校舎女子生徒で二ないし三年で退学している者が一九人あり、中退防止について格段の努力の要がある。

二 本年度伯南校舎は四十二万円全額地元寄附で二教室増築していたが、本校には講堂兼体育館がなく、幸い中心校の江府校舎は適地移転の見通しもあつたので、その早期実現に努力して、体育館その他諸施設の整備充実に当局の配意を望む。

なお、江府校舎には実習地がなく、伯南校舎の多里農場返還に伴なうこれに代る実習地等の確保、高宮校舎

のリンゴ収納舎の整備についても考り、よの要がある。
三 経理出納その他事務処理について、次の点留意されたい。

- 1 生徒の退学、入学事務処理に検討を要するものがあった。
- 2 物品の購入修繕の事務手続の厳正を期すること。
- 3 在勤地内旅行に対する命令は、確實にすること。
- 4 時間外勤務命令が合法的に処理されていないものがあった。

日野産業高等学校 昭和三十四年八月五日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 井 上 善 一

同 戸 田 俊 己

一 本年度百二十六万余円で総合畜舎を新築したほか、体育館廊下の新設、水道施設の拡充整備、配電線の取替及び南校舎の塗装を実施して、教育環境の整備に努力していた。しかしながら、本館建物は老朽危険校舎

であり、また、中校舎は寄宿舎を改造したもので、教室の規模も小さく、狭あいかつ危険建物であり、しかも、定時制商業科が全日制商業科に切り替えられた完成年度で、生徒定員増のため教室が不足し、やむを得ず柔道場を改造して教室にあてて運営している実情につき、早期校舎の増改築につき当局の配意を望む。

また、旧養蚕室の補強、収納舎の修繕、鶏舎の移転、解剖室横の石垣工事等についても必要に迫られているので、逐次整備の要がある。

二 商業実践室の設備については、見るべきものがない、本年度五万円で戸棚及び器具等を整備したほか、PTAの援助でタイプライター一台を購入し、引き続いて三十四年度も整備に努めていたがまだ充分でなく、また、理科設備は僅かに基準の一〇パーセントで甚だ貧弱であるので、これら設備の充実についても配意の要がある。

三 農業実習会計の運営については、耕種設計とその実施記録の不十分なもの、また、生産物の収穫量は

握、引継、処分等の明確でないものその他事務処理に検討を要する点が見受けられたので、更に適確な事務処理につき厳正を期する要がある。

四 経理出納その他事務処理について、次の点留意されたい。

- 1 物品の購入手続は、事前にすること。
- 2 歳入調定事務の適正をはかるとともに、現金の在庫払込の遅延していたものがあった。
- 3 時間外勤務手当の支給の適正を期すること。
- 4 出勤簿の整理は、厳正を期すること。
- 5 予算の流用は、規則に基づき実施すること。

岩美農業高等学校 昭和三十四年八月十二日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 戸 田 俊 己

一 本年度産振法の助成を得て家庭課研修室(三〇七平方メートル)及び肥料舎(二三平方メートル)を新築したほか、体育館への渡廊下を整備していたが、理科

実験室及び同準備室がなく、普通教室をあてて運営しているため、理科実験教育に甚しく支障を生じているので、これが早期整備につき当局の考慮を望む。なお、旧校舎の維持補修、旧便所の改築及び生徒昇降口の

新築についても配意されたい。また、隣接岩美中学校運動場の新設によって、本校の運動場が低く排水不良となり、土盛整備の必要を生じているので、これについても善処の要がある。

二 最近就職の希望者が漸増し、そのあつ、旋に努めているが、就職後離職帰郷するものがある模様であるが、これは主として就職者の理解と自覚の欠け、よに原因すると思われるので、その徹底を期するよう配意されたい。

三 特別会計基金の借入によって、本年度水田二二アール(従来から借用中の二アール歩を含む。)を購入し、さらに、三十四年度から水田十アールを借用する等実習地の確保に努力していたが、果樹園及び山林が皆無のためこの種実習教育に不便を生じているので、

その確保についても一層の努力を望む。
なお、実習水田はほとんど湿田で、裏作が不可能であるので、早期に土地改良を実施して高度利用に努むべきである。

四 農業実習会計の運営については、水田、蔬菜、加工等六部門に分けて運営しているが、実習施設の貧弱にもかかわらず、予算規模が大きく一部の部門においては教科面との調整に相当無理をして運営したあとが見受けられたので、さらに、適正な実習計画の決定と、その教育教科との関連について一層留意し、農業教育の振興に努力されたい。

五 経理出納その他事務処理について、次の点留意されたい。

- 1 原材料購入事務手続の遅れているものがあつた。
- 2 原材料の払出しを一層明確にすること。
- 3 生産物の売却処分を検討を要するものがあつた。
- 4 授業料の早期徴収整理に一層努力すること。
- 5 産業教育手当支給実績簿の記載は、正確を期する

こと。
6 通動手当の確認は厳格に実施すること。
7 消耗品交付簿及び物品出納簿(備品)が整理されていない。

8 耕うん機使用料の調定が遅れている。
県営大山放牧場 昭和三十四年八月四日監査

監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	井上善一
同	戸田俊己

昭和三十三年度にかかる監査は、前回に引き続きその運営管理状況につき実施した。その結果、この放牧場用地が大山国立公園区域内にあつて、しかも、国有林地である関係上、種々制約をうけ、牧場運営は容易でないことは前回も指摘したとおりであるが、本年度は特に所轄管林当局の深い理解と援助によつて、立木密生地帯の除伐その他の整備が国直轄で行なわれていたが、根本的には土地の経済利用を自由になし得る状態におかれていない

ことが本牧場運営のもつともあい、路となつている。所轄管林当局もこの点を認め、立木密生地帯の整備に着手したのであるから、県はこの際関係政府機関に強く働きかけ、国の協力による経済的かつ観光的土地利用について根本的将来計画を策定し、本県後進性打破の一助とすべく一層の配意を要望する。なお細部事項については、お

おむね次のとおりである。
一 場長は、山陰酪農講習所長の兼務とし、放牧期間中(大体六月下旬〜十月下旬)は季節的雇よう、人夫二人によつて運営されているほか、必要に応じ酪農講習所職員及び生徒が管理に當つている。入牧状況は、三三年度三四頭(馬一四、和牛一九、乳牛一)で監査当時

は三一頭(馬一三、和牛一三、乳牛四)のほか、和牛九頭(地元部落牛)であり、近く肥育牛三〇頭程度入牧予定であつた。

二 放牧場の利用状況は、上楨原牧区二四〇、八〇ヘクタール(借上料六二、九五五円)のうち、六八、三六ヘクタールと水無原牧区一四八、一九ヘクタール(借

上料三四、二一六円)は現在使用中止していた。この牧区は、既に地元から借用移管の意向があるようであつたので、県は、牧区の現況を、あくし、将来使用計画の見通しを樹て、適正規模による牧場の高度利用につき、検討されたい。
三 牧場費の収支状況は

予算額	決算額	残額
牧場費 三〇〇、〇〇〇円	二八八、〇〇〇円	一一、五七二円
右財源内訳		
入牧料 四八、〇〇〇	六〇、〇〇〇	
県費 二五二、〇〇〇	二二七、七四八	

であつて、入牧料の増は予定より予託頭数が増加したためである。
また、経費のうち主なものは、牧場用地借上料九万七千余円、賃金七万五千円、荆棘除去、人夫賃六万円で、他は維持経費で、用地借上料(本庁直払)のほか、山陰酪農講習所出納経理しており、その執行は

適正と認めた。
なお、荆棘、除去人夫賃の増額考り、よにつき配意の要がある。

四 入牧関係事務処理のうち、次の点は整備しておきたい。

- 1 入牧願、予託承認書の嚴格処理。
- 2 入牧料免除のものの処理。
- 3 入牧台帖の整備

繭検定所 昭和三十四年八月二十八日監査

監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	井上善一
同	戸田俊己

一 臨時職員二二人を定数繰入し、これが財源捻出のため技師補一人、臨職一人を減員して、現在職員は、所長以下三四人と、このほか八人日雇ようしている。

本年度における繭検定及び鑑定件数は、前年度より若

干減少し、その他繰糸及び乾燥試験は増加していた。また、研修繰糸事業においては、減員及び生糸市況の変動その他によって運営上かなりの困難があったけれども、収入確保の面から努めて高級生糸の生産に腐心と努力を重ね、販売上有利に導く等執行運営を図ってきたことは労を多とする。

二 本年度研修繰糸による作業能率その他を前年度のそれと比較してみると。

	三二年度	三三年度	比較率 (三三年度を100として)
作業日数	二四三日	二二八日	九三・八%
年間繰糸延人員	五、一〇三人	四、九〇二人	九六・一%
生糸出来高	五、九六八、二七一瓦	五、七〇八、二九八瓦	九五・七%
対一人一日繰糸量	一、一七〇瓦	一、一六五瓦	九九・六%

であって、前年度に比し作業日数の少ないのは汽缶施設の整備による作業中止で、また、一人当り繰糸量が若干低下しているのは、主として高級格生糸を多く生

産したためである。本年度繰糸事業は、相当苦り、よして繰業を行なったことが認められるが、原料繭から生ずる因子(年間歩と買入基準糸部)の比較対照及び基準糸量に対する副産糸の比較検討等一層工夫し、繰糸技術の向上と経営上の改善に資することが望まれる。

三 本年度収支運営状況は、次に示すとおりであって、需用費のほかに県職員費(人件費)のうち純県費職員六

収支状況

予算額

検定所費 二二、七九一、〇〇〇円

財源内訳

国庫支出金 三三三、〇〇〇

特定財源

検定手数料 一、一四八、〇〇〇

生産収入 二二、四七〇、〇〇〇

財産収入 一五〇、〇〇〇

小計 二二、七九一、〇〇〇

決算額

検定所費 一九、二六五、九三一円

国庫支出金 一六九、〇〇〇

特定財源 一、一九九、一五九

生産収入 一七、〇七四、七七二

財産収入 一二三、〇〇〇

小計 一九、二六五、九三一

残額

検定所費 四、五二五、〇六九円

国庫支出金 一五四、〇〇〇

特定財源 五一、一五九

生産収入 四、三九五、二二八

財産収入 二七、〇〇〇

小計 四、五二五、〇六九

人を除き、他はすべて事業費支弁職員で、即ち当初県職員費に組まれている五人分の人件費提供額(共済組合負担金含む。)一、四二七千円と既述の年度中途臨時職員の定数繰入に伴う財源提供八八二千円を含め二、三〇九千円程度も事業収入で賄われ、これが捻出には少なからぬ困難が見受けられる。県の予算編成に当っては、これらの実態を充分かん案し適正な予算措置を講ずることがもつとも緊要と認められる。

四 生系の出荷販売手続及び代金収納その他購辦事務等の経理に関する事務は、適切に処理していたものと認められた。

農業協同組合講習所 昭和三十四年九月九日監査

監査委員 松本利治
同 萩原治郎

本講習所は、農業協同組合の中核として活躍しようとする農村男女青年に対し、農業協同組合経営の正しき理解と、これに必要な知識技能を修得させるため、昭和二十四年に設置され今日におよんでいる。

今回の監査は、開設後初めてであるので、その後の運営状況につき実施した。

その概況及び意見は、おおむね次のとおりである。

年度別講習生の状況

年度別	講習区分		就職状況	その他	長期生出身別			摘要
	短期	長期			農協団体	農協以外	東部	
二四								
		五四人	一四	二	二八	二七	一五	一二

- 一 概況
- 1 本講習所は、鳥取市湖山に位置し、設立当初は学校施設の一部を借り受け発足し、その後昭和三十一年に独立庁舎を新築し現在に至っている。
 - 2 現在の職員状況は、所長以下三人(内一人炊事婦)で専任講師はおかれていない。
 - 3 講習生の状況は、次表に示すとおりであって、修業年限は一年、施設収容定員は三〇人である。
- この入所資格は、高等学校卒業者と、これと同等以上の学歴を有し、しかも将来農業協同組合の中核として活躍しようとする農村青年男女を対象とされている。

二五	二六	二六	三	〇	二	二	
二六	二五	二五	五	八	九	二	
二七	一六	一七	七	三	四	二	
二八	一七	一七	八	三	七	三	
二九	一三	一三	〇	六	三	五	
三〇	一九	一九	二	〇	三	三	
三一	二二	二二	四	〇	八	二	
三二	一六	一六	一	一	四	二	
三三	二〇	二〇	四	三	四	七	
三四	二九	二九	八	三	八	四	
計	六〇	二五八	九八	三〇	一〇一	四九	在所中

4 前記講習生の教育は、県で企画し本講習所で行なったものであるが、このほか短期講習(主として現職教育)は、県中央会が主催し実施されている。

5 講義内容その他は、一応国の示す基準により計画実施されているが、経費、講師の招へい、その他に種々種制約をうけて現状はかなり困難のようである。

この教授時間数及び実施状況は、次表に示すとおりであって、総体的には計画時間数を下廻り、しかも、基礎教養学科に必要な部外講師による時間数が極めて僅少である。

教養学科	計画	実施
七五時間	八一時間	

農業に関する基礎学科	一一五	六六	
農協に関する基礎学科	九〇〇	七二三	
特別講義	六〇	四八	
その他	五〇	一三三	
計	一、二〇〇	一、一〇一	
実務実習	三ヶ月	三ヶ月	

6 建物設備の状況は、平屋建木造建坪六四五坪で、一応整備されているが、現在食堂及び倉庫施設がなく、また、水道設備が整備されていないため日常の飲用に困難しているため、これらの附属施設設備は考りよの要がある。
また、建物敷地は、鳥取農業高等学校敷地の一部を借用している。

7 運営経費の状況は

年度別	経費	国同補上	財源	附金	県費	摘要
二五	五九五、九二六	一八〇、〇〇〇	—	—	四一五、九二六 (決算)	
二六	三〇〇、九七五	一五〇、〇〇〇	—	—	一五〇、九七五	
二七	三一二、三〇六	一三五、九二五	—	—	一七六、三八一	
二八	四〇四、七〇六	二〇一、〇〇〇	—	—	二〇三、七〇六	
二九	三六四、四二九	—	—	—	三六四、四二九	
三〇	六四五、六五〇	三五七、〇〇〇	—	—	二八八、六五〇	新築費
三一	一、八一四、一五七	五一八、〇〇〇	—	—	七〇〇、一五七	
			五九六、〇〇〇		一、四二八、〇〇〇	

三二 三五七、八三四
 三三 三六七、九四五
 三四 三二〇、〇〇〇

である。本年度経費のうち主なものは、報償費(講師手当)旅費、賃金等で、他はいずれも義務的経費である。需用費は極めて少額で、この経理状況は、直接本庁主務課が経理し、その執行は適正と認められるが、報償費(講師手当)一時間当りの支給額は六十円ないし百円の低額で、他機関の講師手当と著しく均衡を失っている。

二 監査結果からみた意見

以上本機関の概況を述べたのであるが

- 一 専任講師の配置と部外講師の欠講防止及び手当の増額並びに部内講師に対する報償支給方考りよ、
- 一 需用費の増額と短期講習の一元的運営
- 一 教育施設内容の充実と講義内容の高度化

等が運営上もっとも緊急改善を要する点である。特に過去の実績その他現行の運営状況から検討すれば、む

三二 三五七、八三四 (決算)
 三三 三六七、九四五
 三四 三二〇、〇〇〇 (予算)

しる本機関を組織団体の自主的運営に移管して活動せしめることも考えられるが、いずれにしてもこのままの状態では十分な機能を発揮し得ないものと思考されるので、県は行財政効率の見地から、本機関のあり方につき根本的検討を加え、適切な措置を講ぜられるよう要望する。